

			北関東防衛局達第 15 号
改正	平成 20 年	4 月 28 日	北関東防衛局達第 15 号
	平成 21 年	1 月 28 日	北関東防衛局達第 3 号
	平成 21 年	3 月 31 日	北関東防衛局達第 11 号
	平成 22 年	3 月 31 日	北関東防衛局達第 9 号
	平成 23 年	4 月 1 日	北関東防衛局達第 9 号
	平成 27 年	10 月 1 日	北関東防衛局達第 7 号
	平成 29 年	5 月 1 日	北関東防衛局達第 3 号
	平成 31 年	4 月 24 日	北関東防衛局達第 4 号

北関東防衛局の当直に関する達を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局の当直に関する達

(業務)

第 1 条 北関東防衛局当直員（以下「当直員」という。）は、この達に定めるところにより、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 北関東防衛局の所掌事務に関し、電話等により通報のあった情報の処理に関すること。
- (2) 北関東防衛局の所掌事務に関し緊急を要する業務の処理に関すること。

(勤務時間)

第 2 条 当直員の勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで
- (2) 休日 ① 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
- ② 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで

(当直員の指名)

第 3 条 当直員は、課長相当職以上を除く職員のうち総務部総務課長（以下「総務課長」という。）が調整の上、超過勤務等命令者が指名する職員 2 名をもって充てる。この場合において、健康上の理由等から当直勤務が困難と認められる職員については、指名しないことができる。

- 2 総務課長は、前項の調整に当たっては、あらかじめ局長の承認を得なければならない。

(勤務場所)

第 4 条 当直員は、原則として、当直室において勤務するものとする。

(電話切換等)

第 5 条 各地方防衛事務所及び小笠原出張所（以下、「事務所等」という。）は、勤務時間外の連絡に対応するため、当直室に電話の切換を行うものとする。

- 2 事務所等は、最後に退庁する職員が、当直室への電話切換を行い、当直員に電話切換を行った旨を連絡するものとする。
- 3 事務所等は、翌朝又は休日明けの朝、最初に登庁した職員が、速やかに電話切換の解除を行い、当直員に電話切換の解除を行った旨を連絡するものとする。

(情報受け及び局長への連絡等)

第 6 条 当直員は、勤務中に北関東防衛局における緊急事態等に対処するための態勢等に関する達（平成 29 年北関東防衛局達第 3 号。本項において「緊急事態態勢達」という。）

第 7 条第 1 項に示す例に該当する情報について部外から通報を受けた場合又は自ら認知した場合は、その内容を別記第 1 号様式の受信記録表に記録し、直ちに北関東防衛局長

(以下「局長」という。)に連絡し、局長の指示を受けるとともに、緊急事態態勢達第5条に基づく必要な措置を執らなければならない。

2 前項の場合において、局長に連絡がとれないときにあっては、北関東防衛局次長、総務部長、管理部長、企画部長、調達部長及び装備部長(以下「局次長等」という。)の順に連絡し、その指示を受けるものとする。

3 当直員は、局長及び局次長等から地方公共団体その他関係機関に対して通報の指示を受けたときは、担当課に代わり速やかに通報を行うものとする。

(当直員の心構え)

第7条 当直員は、情報の処理に当たっては、常に冷静を保ち、適確な判断を下すよう心掛けなければならない。緊急かつ重要な情報に接したときは、直ちに局長に連絡し、局長の指示を受け、関係する部署等への速報・伝達を終えた後は、担当課への引継ぎをするまで該当事態・状況の適確な把握に努めるものとする。

(緊急な処理を要する業務への対応)

第8条 当直員は、北関東防衛局庁舎の警備その他緊急に処理を要する業務については、合同庁舎警備部門と十分な連絡を保つとともに、事態に応じ、適切な措置を採るよう努めるものとする。

2 前項の緊急に処理を必要とする事態が生じた場合には、速やかに局長に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合において、局長に連絡がとれないときにあっては、局次長等の順に連絡し、その指示を受けるものとする。

(当直日誌の作成等)

第9条 当直員は、勤務が終了したときは、取り扱った事項を別記第2号様式の当直日誌に詳細に記入して総務課長に提出するものとする。ただし、勤務が終了した日が休日に当たる場合には、当直員の間で順次引継ぎを行い、最終当直員が当直日誌の提出を行う。

(当直員の交代)

第10条 当直員が病気その他やむを得ない事情により勤務できないときは、別記第3号様式の当直勤務交代願により、総務課長に申し出なければならない。

2 前項の申し出があったときは、総務課長は調整の上、超過勤務等命令者に新たな職員を指名させるものとする。

(雑則)

第11条 その他当直規則の細部については、総務課長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成20年4月28日北関東防衛局達第15号)

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則(平成21年1月28日北関東防衛局達第3号)

この達は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日北関東防衛局達第11号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日北関東防衛局達第9号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日北関東防衛局達第9号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日北関東防衛局達第7号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年5月1日北関東防衛局達第3号)

この達は、平成29年5月1日から施行する。

附 則(平成31年4月24日北関東防衛局達第4号)

この達は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

受 信 記 録 表

1 情報入手日時		令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）（午前、午後）〇〇時〇〇分
2 情報提供者		
3 事 故 等 の 概 要	内 容	
	発 生 日 時	
	発 生 場 所	
	関 係 者 等 加 害 者 被 害 者	
4 その他参考事項		

当直日誌

令和 年 月 日（ 曜） 引継時間 時 分

供 覧		課 長 補 佐							
当直員	所 属		官 職		氏 名			印	
記 事									
1 特記事項									
2 その他									
電 話 切 換									
	(1) 切換時刻(夕)	(2) 連絡者	(3) 解除時刻(朝)	(4) 連絡者		(1) 切換時刻(夕)	(2) 連絡者	(3) 解除時刻(朝)	(4) 連絡者
本 局	:		:		千 葉	:		:	
百 里	:		:		横 田	:		:	
宇都宮	:		:		新 潟	:		:	
前 橋	:		:		小笠原	:		:	
記入要領 1 (1)の欄は、本局にあっては17：15、事務所等にあっては最後に退庁した職員が退庁時に切換した時刻を記入する。 2 (2)及び(4)の欄は、局当直室に連絡した事務所等の職員名を記入する。 3 (3)の欄は、本局にあっては08：30、事務所等にあっては最初に登庁した職員が登庁時に解除した時刻を記入する。 なお、土、日、祝日においては空欄とする。									

第 3 号様式（第 1 0 条関係）

承	総務課長	補佐	係長
認			

確	庶務担当課庶務係長
認	

当 直 勤 務 交 代 願

当直勤務を次のとおり交代したいので、承認願います。

申請者

官 職 氏 名 印

官 職 氏 名 印

区分	当直年月日	所 属	官 職	氏 名
当初予定	（ 曜 日 ）			
	（ 曜 日 ）			
交代後	（ 曜 日 ）			
	（ 曜 日 ）			
理由				